



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第54号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	国立大学法人法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (2) (給与課) ... 1
	地方独立行政法人法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (3) (〃) ... 6
	任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (4) (任用課)15
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (5) (給与課)16
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (6) (〃)17
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (7) (〃)20

人事委員会規則

国立大学法人法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第2号

国立大学法人法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合</p>	<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合</p>

2 略

2 略

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員(第4号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</u></p> <p>(6) 略</p> <p>第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる</p>	<p>第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員(第4号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>事業団、公庫又は公団に勤務する者</u></p> <p>(6) 略</p> <p>第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる</p>

事由により勤務しなかった期間及び任命権者（県費負担教職員にあっては市町村教育委員会）の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員
 ア～エ 略
 オ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）
 (3)～(12) 略

事由により勤務しなかった期間及び任命権者（県費負担教職員にあっては市町村教育委員会）の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員
 ア～エ 略
 オ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）
 (3)～(12) 略

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(支給基準) 第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(9) 略 (10) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員	(支給基準) 第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(9) 略 (10) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしている職員

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の支給を受ける職員) 第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(8) 略 (9) 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。）	(期末手当の支給を受ける職員) 第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(8) 略 (9) 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。）

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項及び<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の4第3項</u>の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>

(公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体(以下「委託地方公共団体」という。)の法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項及び<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の4第3項</u>の規定に基づき、法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体(以下「委託地方公共団体」という。)の法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>

(職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則の一部改正)

第7条 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号</p> <p>その1 略</p> <p>その2</p>	<p>様式第3号</p> <p>その1 略</p> <p>その2</p>

組織に関する証明書	組織に関する証明書
<p>当職員団体は、<u>教育公務員特例法第29条第1項</u>の規定により、<u>地方公務員法第52条第1項</u>に規定する職員団体としてみなされる職員団体として、<u>地方公務員法第53条第4項本文及び教育公務員特例法第29条第2項</u>の規定に従って組織されたものであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名、氏名 印</p> <p>備考 略</p>	<p>当職員団体は、<u>教育公務員特例法第21条の4第1項</u>の規定により、<u>地方公務員法第52条第1項</u>に規定する職員団体としてみなされる職員団体として、<u>地方公務員法第53条第4項本文及び教育公務員特例法第21条の4第2項</u>の規定に従って組織されたものであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名、氏名 印</p> <p>備考 略</p>

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、<u>国、他の地方公共団体又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員から引き続いて採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)</u>第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>	<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、<u>国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)</u>第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(勤務した期間に相当する期間)

第5条の2 条例第5条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 略

(2) 略

(勤務した期間に相当する期間)

第5条の2 条例第5条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 略

(2) 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第3号

地方独立行政法人法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する

場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員（第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。</p> <p>(1) 国家公務員又は職員以外の地方公務員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(5) 略</p>	<p>第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員（第4号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。</p> <p>(1) 国家公務員又は他の地方公共団体に勤務する者</p> <p>(2) 本県に勤務する者で職員以外のもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(6) 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下この条において「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下この条において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号等を除く。

以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>一般地方独立行政法人等職員</u> <u>地方独立行政法人法</u>(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、<u>国家公務員退職手当法</u>(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等及び同法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等(日本郵政公社及び同法第7条の2第1項に規定する公庫等を除く。)に勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当基準日前1月以内に退職又は失職した一般職員で、その退職又は失職の後期末手当基準日まで間に次に掲げる者となったもの ア～オ 略 カ <u>特定地方独立行政法人</u>(<u>地方独立行政法人法</u>第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員(人事委員会が定めるものに限る。)</p> <p>(3) 期末手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き次に掲げる者となったもの ア及びイ 略 ウ <u>特定地方独立行政法人の職員</u>(前号カに掲げ</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>地方公社等職員</u> <u>地方住宅供給公社法</u>(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、<u>地方道路公社法</u>(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、<u>公有地の拡大の推進に関する法律</u>(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)及び<u>国家公務員退職手当法</u>(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当基準日前1月以内に退職又は失職した一般職員で、その退職又は失職の後期末手当基準日まで間に次に掲げる者となったもの ア～オ 略</p> <p>(3) 期末手当基準日前1箇月以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き次に掲げる者となったもの ア及びイ 略</p>

るものを除き、人事委員会が定めるものに限る。)

エ 一般地方独立行政法人等職員 (人事委員会が定めるものに限る。)

2 略

第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 期末手当基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が一般職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア 企業職員

イ 現業職員

ウ 常勤の特別職の職員

エ 教育長

オ 特定地方独立行政法人の職員で人事委員会が定めるもの

(2) 期末手当基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア 国家公務員、他の地方公共団体の職員その他の職員で人事委員会が定めるもの

イ 特定地方独立行政法人の職員で人事委員会が定めるもの (前号オに掲げる者を除く。)

ウ 一般地方独立行政法人等職員で人事委員会が定めるもの

2 略

(一時差止処分に係る在職期間)

第3条の3 略

2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからウまでに掲げる者が引き続き一般職

ウ 地方公社等職員 (人事委員会が定めるものに限る。)

2 略

第3条の2 期末手当基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が一般職員となった場合 (第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員となった場合に限る。) は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項に規定する在職期間に算入する。

(1) 企業職員

(2) 現業職員

(3) 常勤の特別職の職員

(4) 教育長

(5) 国家公務員、他の地方公共団体の職員その他の職員で人事委員会が定めるもの

(6) 地方公社等職員で人事委員会が定めるもの

2 略

(一時差止処分に係る在職期間)

第3条の3 略

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、

となった場合は、それらの者として在職した期間は、
前項の在職期間とみなす。

前項の在職期間とみなす。

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>	<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員から引き続いて採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>

(調整手当に関する規則の一部改正)

第4条 調整手当に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等職員の調整手当)</p> <p>第5条 条例第9条の4第2項の人事委員会規則で定</p>	<p>(人事交流等職員の調整手当)</p> <p>第5条 条例第9条の4第2項の人事委員会規則で定</p>

める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 略
- (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）、前号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第6条 条例第9条の4第2項の規定により調整手当を支給される職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫若しくは前条に掲げる法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）として勤務していた期間（常時勤務に服する者として条例の適用を受けることとなった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。）を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同条第1項に規定する調整手当の支給要件を具備することとなるものその他これに準ずる職員で人事委員会が別に定めるものとする。

- (1)及び(2) 略
- 2 略

める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 前2号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第6条 条例第9条の4第2項の規定により調整手当を支給される職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは前条に掲げる法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）として勤務していた期間（常時勤務に服する者として条例の適用を受けることとなった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。）を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同条第1項に規定する調整手当の支給要件を具備することとなるものその他これに準ずる職員で人事委員会が別に定めるものとする。

- (1)及び(2) 略
- 2 略

(住居手当に関する規則の一部改正)

第5条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規</p>

則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

(3) 略

(権衡職員の範囲)

第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）、地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者）にあっては当該適用、公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあっては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000

則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

(3) 略

(権衡職員の範囲)

第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者）にあっては当該適用、公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあっては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い)</u>と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。)</p> <p>(8) 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い)</u>と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。)</p> <p>(8) 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 略</p> <p>2 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員又は職員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>国家公務員退職手当法第7条の3に規定する独立行政法人等に使用される者（前号に掲げる者及び日本郵政公社に使用される者を除く。）</u></p> <p>(4) <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第1項に掲げる地方公営企業に勤務する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p>

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第8条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員又は職員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>国家公務員退職手当法第7条の3に規定する独立行政法人等に使用される者（前号に掲げる者及び日本郵政公社に使用される者を除く。）</u></p> <p>(4) <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第1項に掲げる地方公営企業に勤務する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第4号

任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成13年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前

第12条 略

(健康及び福祉の確保の措置)

第13条 任命権者は、条例第8条第3項の規定により次に掲げる裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

(1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項に規定する産業医(以下「産業医」という。)による助言又は指導を受けること。

(2) 裁量勤務研究員に産業医による保健指導を受けさせること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するために必要と認める措置

2 任命権者は、前項各号に掲げる措置を講じたときは、当該措置に係る記録を必要な期間保存しなければならない。

(苦情の処理)

第14条 条例第8条第4項の規定により人事委員会が裁量勤務研究員からの苦情を処理する場合は、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成10年鳥取県人事委員会規則第15号)の規定の例によるものとする。

(雑則)

第15条 略

第12条 略

(雑則)

第13条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第5号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が

存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
皆成学園	略	3	皆成学園	略	3
	(5)~(7) 略			(5)~(7) 略	
	(8) 育成課長、養護課長、 係長、児童指導員 (自閉 症・発達障害支援センター に勤務する者を除く。) 及び保健師			(8) 育成課長、係長、児 童指導員及び保健師	
皆生小児療 育センター	略	3	皆生小児療 育センター	略	3
	(1) 社会参加部長、児童 指導員、保育士、診療放 射線技師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士 及び理療師			(1) 児童指導員、保育士、 診療放射線技師、理学療 法士、作業療法士、言語 聴覚士及び理療師	
	(2) 看護部長、看護師長、 看護師及び准看護師			(2) 総看護師長、看護師 長、看護師及び准看護師	
略			略		
衛生環境研 究所	室長、研究員及び衛生技師	2	衛生環境研 究所	室長、室長補佐、研究員及 び衛生技師	2
略			略		

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第 6 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年鳥取県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下「追加号」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公文書館の専門員、保育専門学院の次長(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>主幹(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、主幹(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、主幹(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>部長、教務主任及び講師</u></p> <p>(4) <u>教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(5) <u>妻木晩田遺跡現地事務所の文化財主事</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事、社会教育主事及び研修主事</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事</u></p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教育室の指</u></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公文書館の専門員、保育専門学院の主幹(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>部長及び講師、鳥取看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)</u>、<u>部長、教務主任及び講師</u></p> <p>(4) <u>教育総務課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>生涯学習センターの研修係長、県民カレッジ係長、学習情報係長、社会教育主事及び研修主事</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育総務課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主</u></p>

導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 教育事務所の係長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(6) 妻木晩田遺跡現地事務所の文化財主事

(7) 略

(8) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事、社会教育主事及び研修主事

(9) 略

(10) 略

(11) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事

(12) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 産業技術センターのセンター長、次長、専門研究員、部長、所長、科長、特別研究員及び研究員

(2) 略

(3) 園芸試験場の場長、次長、研究技監、専門研究員、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員

(4)～(8) 略

(9) 衛生環境研究所の所長、次長、専門研究員、室長、特別研究員及び研究員

(10) 略

(11) 図書館の学芸員

(12) 略

(医療職給料表)

第4条 略

2 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 皆生小児療育センターの部長、技幹(助産師、

査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 教育事務所の次長、係長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(6) 略

(7) 生涯学習センターの研修係長、県民カレッジ係長、学習情報係長、社会教育主事及び研修主事

(8) 略

(9) 略

(10) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事

(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 産業技術センターのセンター長、次長、専門研究員、部長、所長、室長、科長、特別研究員及び研究員

(2) 略

(3) 園芸試験場の場長、次長、研究技監、専門研究員、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員

(4)～(8) 略

(9) 衛生環境研究所の所長、次長、専門研究員、室長、室長補佐、特別研究員及び研究員

(10) 略

(11) 略

(医療職給料表)

第4条 略

2 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 皆生小児療育センターの総看護師長、技幹

看護師又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)、看護師長、看護師及び准看護師 (4)～(8) 略	(助産師、看護師又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)、看護師長、看護師及び准看護師 (4)～(8) 略
---	--

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表(1)級別標準職務表		別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表(1)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
2 級	1～4 略 5 看護専門学校の副校長、部長、教務主任又は講師の職務 6及び7 略 8 生涯学習センターの係長、指導主事、社会教育主事又は研修主事の職務 9及び10 略 11 埋蔵文化財センターの係長又は文	2 級	1～4 略 5 看護専門学校の部長、教務主任又は講師の職務 6及び7 略 8 生涯学習センターの係長、社会教育主事又は研修主事の職務 9及び10 略 11 埋蔵文化財センターの次長、係長

	化財主事の職務 12 略
3 級	1 ~ 3 略 4 保育専門学院の次長又は困難な業務を処理する部長の職務 5 看護専門学校 <small>の</small> 困難な業務を処理する副校長又は部長の職務 6 及び 7 略 8 生涯学習センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事若しくは研修主事の職務 9 及び10 略 11 埋蔵文化財センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務 12 略
略	

	又は文化財主事の職務 12 略
3 級	1 ~ 3 略 4 保育専門学院の困難な業務を処理する部長の職務 5 看護専門学校 <small>の</small> 困難な業務を処理する部長の職務 6 及び 7 略 8 生涯学習センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する社会教育主事若しくは研修主事の職務 9 及び10 略 11 埋蔵文化財センターの困難な業務を処理する次長、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務 12 略
略	

別表第3の5 (第2条の2関係)

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 ~ 3 略 4 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務 5 略 6 生涯学習センターの係長、指導主事、社会教育主事又は研修主事の職務 7 及び 8 略 9 埋蔵文化財センターの係長又は文化財主事の職務 10 略
3 級	1 ~ 3 略 4 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主

別表第3の5 (第2条の2関係)

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 ~ 3 略 4 教育委員会事務局の次長、係長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務 5 略 6 生涯学習センターの係長、社会教育主事又は研修主事の職務 7 及び 8 略 9 埋蔵文化財センターの次長、係長又は文化財主事の職務 10 略
3 級	1 ~ 3 略 4 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する次長、指導主事、社会教育主事、管理主事、

事若しくは健康管理主事の職務
5 略
6 生涯学習センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する <u>指導主事</u> 、社会教育主事若しくは研修主事の職務
7及び8 略
9 埋蔵文化財センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務
10 略
略

文化財主事若しくは健康管理主事の職務
5 略
6 生涯学習センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する社会教育主事若しくは研修主事の職務
7及び8 略
9 埋蔵文化財センターの <u>困難な業務を処理する次長</u> 、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務
10 略
略

別表第3の6 (第2条の2関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 試験場又は研究所の分場長、室長、科長、試験地長又は特別研究員の職務 2 <u>園芸試験場の所長の職務</u> 3 略 4 略 5 略
4 級	1 試験場又は研究所の場長、センター長、所長(園芸試験場の所長を除く。)、研究技監、次長又は部長の職務 2～4 略
5 級	1 試験場又は研究所の困難な業務を処理する場長、センター長又は所長(園芸試験場の所長を除く。)の職務 2 略

別表第3の6 (第2条の2関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 試験場又は研究所の分場長、室長、科長、試験地長、 <u>室長補佐</u> 又は特別研究員の職務 2 略 3 略 4 略
4 級	1 試験場又は研究所の場長、センター長、所長、研究技監、次長又は部長の職務 2～4 略
5 級	1 試験場又は研究所の困難な業務を処理する場長、センター長又は所長の職務 2 略

別表第3の9 (第2条の2関係)

医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
6 級	1 <u>皆生小児療育センターの部長</u> の職務 2 略
略	

別表第3の9 (第2条の2関係)

医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
6 級	1 <u>総看護師長</u> の職務 2 略
略	

別表第3の12 (第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
略					
教諭、養護 教諭及び講 師 (人事委 員会が定め るものに限 る。)	略				
略					

別表第3の13 (第2条の4関係)

教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
略					
教諭、養護 教諭及び講 師 (人事委 員会が定め るものに限 る。)	略				
略					

別表第6 (第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許	初 任 給
略		
教諭、養護教諭及 び講師 (人事委員 会が定めるもの に限る。)	略	
略		

別表第7 (第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許	初 任 給
略		
教諭、養護教諭及 び講師 (人事委員 会が定めるもの に限る。)	略	

別表第3の12 (第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
略					
教諭及び養 護教諭	略				
略					

別表第3の13 (第2条の4関係)

教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
略					
教諭及び養 護教諭	略				
略					

別表第6 (第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許	初 任 給
略		
教諭及び養護教諭	略	
略		

別表第7 (第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許	初 任 給
略		
教諭及び養護教諭	略	

限る。)			
略			

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。